

「託送料金認可決定取消訴訟」控訴審第5期日・記者会見・報告集会記録（確定版）

【日時】 2024年8月28日（水） 15時15分～16時30分

【場所】 福岡県弁護士会館 401会議室

進 行 それでは、託送料金認可取消訴訟請求事件第5回口頭弁論意見陳述に関する報告集会を開催したいと思います。本日は台風10号の接近で小島弁護士は報告集会不参加、北古賀弁護士も不参加ということになっております。本日はそういった状況ですので、16時半くらいを目途に終わりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。お手元の資料を確認いたします。頭書きが傍聴用資料となっているものがあると思います。それから「第1準備書面」、これは国の反論書面です。それと「控訴準備書面6」、こちらが国の「第1準備書面」の明らかな問題点を指摘したものとなります。それから意見陳述スライドですね、本日の法廷で口頭で述べられたものになります。以上4点になります。お手元に揃っていないという方がおられましたらお申し出ください。では弁護団、原告の紹介をさせていただきます。まずは、弁護団、馬場弁護士からお願いします。

馬 場 はい馬場ですよろしくお願いします。

進 行 篠木弁護士です。

篠 木 篠木ですよろしくお願いします

進 行 福島弁護士です。

福 島 よろしくお願いします

進 行 原告から、GCふくおか・坂本理事長です

坂 本 坂本です。よろしくお願いします。

進 行 それから東原常務です。

東 原 今日は台風の関係でかごしまの組織委員長も見えていませんし、くまもとも前回に続いて参加されることになっていましたが、台風で来られなくなっていて参加者が少なくなっています。理事会メンバーも今日はふくおかの坂本理事長だけですけど、通常は大体たくさんいますので、ご案内しておきます。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは代理人弁護士より早速本日の意見陳述などのご報告をお願いしたいと思います。それでは今日は少し早めに退席されますので、福島弁護士のほうからよろしくお願いします。

福 島 飛行機の関係で先に報告させていただきます。本日小島先生が先に帰られましたけれども、多分この報告集会を意識しながら意見陳述されていたのかなというぐらいかなり細かくされていたと思います。内容としては資料に書いてあるとおりで、議論というものの設定が誤っているということとか、そもそも国会で審議や議論されていない、報告書類にも書いてないことを報告しているとか、そもそも原価って何だっけというところの法令を読みとくとそれは出てこない。国が言うように規則の中で完結しているというよりも、法解釈上は法令の解釈というものを実行化している規則という位置づけになるという形になるので、国の意見というのは的を得ていないということを、小島先生がずっと語られていたことになり

ます。その後、裁判所と向こうの被控訴人からの話というものをかいつまんで申し上げると、第一審の中からこちらの話というのは主張で一審と同じことが続いていて、新しい証拠も出ていないので、基本的には向こうとして、今日の期日で結審をしたいということを話し、こちらからは八田先生からの意見書を追加で出す予定であり、それに加えての書面も出す予定であるので、次の期日設定をしてほしいという形の話の踏まえ、裁判所としては次回を設けて、被控訴人のほうから何も意見が無ければ、結審していいですよ、終わっていいですよ、ということ維持するのであれば次回の11月27日の期日で終わらせますよという形の判断を裁判長から示されています。ただ、今回の意見というものが一審と同じだというよりもずっとやっている者としては一審よりも深まっているというか、よりピンポイントで議論設定がされていて、細かくなっているという感じがしています。というのも、国会とかの答弁を追っていくと公益的課題の解決というところの文言に含めるという内容が、やはり3.11の事故以後、文脈が変わってきており、託送料金という制度を利用してという言葉であったものが、いつの間にかそのものになっていたり。そういう意味では時代とともに最初に考えていた当初考えていた制度をだんだん形骸化させていっているというのが今の立場の考え方になってきていて、多分当初その時に検討していた人たちも、およそ今見てみるとこんなことになっていると思ってないはずだと思うんですね。官僚の中でも。ずっと一連の資料を読んでいて感じる場所であり、裁判所においてもその前提となる資料とか、読み方が間違っているのであれば、それをもとに正しい判断をされるべきだと思っていて、その判断の結論というのは必然的に変えるべきだと思いますけれど、裁判所としてどう考えているのかは計り知れないところかなというのが今日の簡単なまとめになります。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは馬場弁護士からお願いしてよろしいでしょうか。

馬 場 本日も傍聴ありがとうございます。今、天気落ち着いているのですが、これから激しくなるということなので、それを踏まえて短めに今日はお話をさせていただきます。今日の内容なんですけれども、期日間に国側のほうから7月31日に「第1準備書面」というのが出ました。それに対して私たちのほうが8月21日付で「控訴準備書面6」というような書面を出しました。基本的に出された書面はこの二つです。それぞれの書面にどういうようなことが書かれているのか、国と私たちはどういう主張をしたのか、について簡単に説明をしていきます。

まず、国が出した「第1準備書面」なんですけれども、大きく3つぐらいの柱で書かれておりました。まず一つ目なんですけれど、本件の争点の一つなんだと、原告の側はいろいろ言っているけれども、国側としては、今回は委任の範囲に入っているかどうか、これだけなんだ。だからそこだけに集中して判断してくださいという主張をしております。争点の一つだけの単純な問題なんだ、委任の範囲内かどうかこれに尽きるのですよということを主張しているのが一つ目です。二つ目は、今回、適正な原価にここに賠償負担金、廃炉円滑化負担金が含まれるかどうかというところが大きな問題になっているんですけれども、それに関するも

のです。適正な原価というものには、政策的な問題、政治的な問題が含まれるので、どうしても専門的技術的な裁量判断が必要になる。そしてこれまでの立法過程において、いろんな議論が国会でなされているのですけれども、そういう議論からしても、やっぱりこの適正な原価に公益的課題を要する費用を含めるという、これを前提とされて、今まで議論されてきていました。そして平成11年から現在までに、託送制度には、この公益的課題に対処すること、公益的課題に要する費用はこの託送制度に含まれて回収するべきなんだということが前提に議論が進められてきました。そして電気事業法18条1項、これが施行規則とかに委任しているんですけれども、どのような費用が適正な原価であるかどうかといった細かい内容については経済産業大臣の専門的技術的な裁量に委ねている。そして適正な原価には公益的課題に要する費用に含めること、これが当然認められてきた。平成26年の国会審議でもそういうようなやり取りがなされてきました。そして今回の賠償負担金・廃炉円滑化負担金というのは公益的課題に要する費用に該当するものなので、需要家、私たち国民が公平に負担するべきだ。そういう議論を前提にこの託送制度というものが設けられてきたので、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金、これを託送料金に乗っけて回収することは当然、法の規定から、法制度の目的、今までの制定経緯から当然認められるべきなんだという話、今までの国会審議の過程から認められることが前提なんだという主張をしているのが二つ目の議論でした。あと最後、八田先生の意見書に関する反論も向こうはしてきておりました。八田先生の意見書でいろいろ書かれているんですけれども、八田先生の意見書というのは現実の社会の実情、現在の運用とはちょっと異なっていることを前提としていて、理論上の話、理想的な話にすぎません。八田先生の意見書を前提としたとしても、需要家の負担の公平性が保てないことには変わりはなく、結局、国の立場、国の考えと異なる立場に基づく政策論を述べているに過ぎないのだというような反論をして、あくまでも考え方が違うので、これは参考になりません。当てはまるものではありませんという反論をしております。あと私たちは、原価に含まれるものではないとか、原価というのは一般送配電事業に必要なものしか含まれないんだというような議論をしているのだけれども、国のほうはこの原価について、電気事業法に規定する適正な原価、これと会計学上の原価、これは同じものではないですよ、私たちは会計学上の原価はこういうものなんです、これには裁量なんかないんだというような議論を学者の意見書を出していろいろ主張しているんですけれども、国はもう全面的に前提から否定して、そもそも会計上の原価と電気事業法の適正な原価、この概念がそもそも違うんですよ。だから私たちの主張は必要なんだ。そういうような反論をこの「第1準備書面」でしてきています。

では、この国の主張に対してどのように反論していくのか、という骨子を述べているのが「控訴準備書面6」です。詳しい内容はまた次回までにちゃんと作りますけれども、今回はその導入だけを述べたものになります。今日の小島先生の意見陳述の中で述べられたことになるんですけれども、大体反論として大きく3つくらいに分かれているというふうに考えられます。まず一つ目、本件の争点な

んですけど、国のほうは今回の争点は委任の範囲内かどうか、これに尽きるんですよというふうに言うておりましたけれども、それに対して反論をしております。一番重要な点は本件施工規則が執行命令として定められているというような主張を国はしております。第一審でも執行命令だというような認定がされて、私たちの請求が認められました。しかし本件施行規則が執行命令だという事自体が大きな誤り、この点を第一審で国のほうは見過ごしている、そして国はこの執行命令かどうか、これについて争点から外している。つまり、この議論に触れていないのでここが間違っているんですよ、争点は単純に委任の範囲内かどうか、に尽きるものではなくて、この施行規則が法規命令なのか、執行命令なのか、こういうところもちゃんと判断してください。ここが極めて重要な争点ですよ、という反論をしているのが一つ目になります。今、執行命令とか法規命令というのがありましたが、法規命令というのは国民に義務を課したり、権利を制限したり、具体的な権利義務を発生させる命令が法規命令です。そうではなくて、手続き上の概念、手続き上の規定しか定めていないというのが執行命令というのが違います。国民に義務を課する規定かどうかという判断です。そして二つ目、国の主張に対して、適正な原価、これを問題にしている。適正な原価に賠償負担金とか廃炉円滑化負担金、これが含まれるかどうかというところを私たちは大きな問題にしているんですけども、国のほうはこれに対する反論を一切していない。あえてなのかわかりませんが、ここに触れていないんです。漠然と適正な原価に公益的課題に要する費用を含めることが認められるんだというような抽象論しか述べておりません。そして適正な原価とはどういうようなものなのか。私たちは賠償負担金・廃炉円滑化負担金は適正な原価に含まれない、これは一般送配電事業を営むために必要な費用ではないという主張をしているんですけど、これに対して国は反論してきておりません。触れてもいません。そこで多分、多分国側に不利な主張だと思うんですけど、そういう自身に不利なところについては議論を避けている。こういうような国の姿勢はいかがなものなんでしょうかというような反論をここで行っております。そしてあと、電力自由化の関係でいろいろ主張をこちらのほうは行いました。まず、最初に国のほうの主張として、電気事業というのは、非常に大きな設備投資が必要であって、投下資本の回収が長期に及ぶというような主張をしているんですけど、それに対して反論を行っておりました。元々国のほうは原発については、そんなに費用がかからない、そういうようなことを謳って原発制度を推進してきたにも関わらず、この裁判になって巨額な設備投資が必要だとかそういうような、急に今までの主張を変えてきている、国の政策と異なる主張してきているのはいかがなものなんでしょうかというような反論を小島先生は行っておりました。あとは、国のほうはですね、託送制度を設けないとこれまでの原価回収が見込めなくなると。託送制度で賠償負担金とか回収しないと原発の原価回収ができなくなる、だからこういう制度を設ける必要があるんだというふうな主張をしております。ただ今まで電力自由化の流れに於いて、国のほうは原発事業者が確実な原価回収が見込めなくなりますがということがそういう可能性がありましてよとは原発を進めるうえで一言ものべられてきませんで

した。この福島第一原発事故が起こるまでは、原発は安い、コストが安いということを中心に宣伝されていて、原子力発電事業者が原発事業の費用の回収できなくなりますよ、そういう可能性がありますよという話は一回もしてきておりませんでした。しかし、この訴訟になって突然これまでの規制の料金の下で保障されてきた確実な原価回収はできなくなるという新しい課題が生じたというふうに主張してきて、今までの原発コストは安いという主張と全く反する主張をしてきている。そういうことは非常に不合理だと。そして、そもそもこの賠償負担金とか廃炉円滑化負担金というのはいずれも、電力自由化と無関係に生じたものになります。電力自由化と関係ない事故によって生じたものなので、こういうようなものを電力自由化の制度の中で不都合が生じたから、今回の託送料金に含ませるのは妥当ではないというそういう反論をしております。

ここからはですね、非常に重要なことなんですけれども、国のほうは今回賠償負担金とか廃炉円滑化負担金、こういうような公益的課題に要する費用、これを託送制度の中で回収すること、これは平成11（1999）年の制度当初から念頭に置かれていたんだ、元々こういう公的課題に要する費用というのは託送制度を用いて回収することが念頭に置かれてきたんだ、こんな主張をしてきておりました。ただそういう議論がなされてきたというふうに国は言うておりましたけれど、先ほど法廷で小島先生が言われていた通り、平成11年当時というのは、経済産業庁とかですね国の方は、原発の事故は生じないとそういうふうに言うてましたよね、また原発は非常に安い発電であるというふうに言うていました。なので、平成11年当時原発の設置コストとか、廃止コスト、こういうような問題は考えておりませんでしたし、事故が起きたときの賠償負担金が問題になるとかいうようなことは全く想定していなかったはずなんです。そういうような、事故が起きるとか、コストが高くなるとか、そういうことを想定していない以上、平成11年の時点でその点を議論するとか、問題視するとか、そういうようなことは想定されておりませんでしたし、実際平成11年の議事録とかを見ても、そういう議論は全くされておりませんでした。平成11年の報告書とかいうものがあるんですけれども、こういう議論がなされていたと。そういう議事録を見ても、原子力発電の設置コスト、廃止コストもしくは事故が起きたときの賠償負担金をどうするか、そういうような議論をなされている形跡は全く見受けられませんでした。なので、平成11年の時点でそういうコストの件とか、事故が起きたときの費用についての議論がなされていなかったのも、当然ながらこういう事故が起きたときに託送制度を使って回収しましょう、そういうような議論ももちろんなされておりませんでした。全くされていないにもかかわらず、国のほうはそういうことが議論された、だからいいのだというふうに事実を捻じ曲げて今回に主張をしている。今まで国会の中でそういう議論なされたうえでこういう制度が設けられたのだというふうに事実を捻じ曲げて主張しているので、これは明らかに間違っているのではないかと主張を行っています。最後、取引、電気の料金がどうやって決まるかについてなんかですけど、電気というのは市場における自由競争になっておりますので、市場における競争価格、市場の価格をもとに電力自由化

があったとしても、市場価格を踏まえて電気料金というふうに決まるということは八田先生も言っておりますし、常識的に考えてもそうなのかなというふうに思っております。だけれども国のほうは市場に関係なく取引価格で決まると、市場と無関係で価格は決まるので、私たちの議論とか八田先生の考え方が誤っていますよというような主張をしているので、国のほうはそもそもとして電気の価格はどうやって決まるのかという原理原則を全く理解していない。経済産業省というのは電気の料金とかをちゃんと監視したり、規定したりする役所にも関わらずそういう根本的なことを理解していない。そういうような省庁の考え方はいかななものなんでしょうかというような反論をしております。今、私が述べた内容をまとめたのが今日の意見陳述、そして「控訴準備書面6」です。ざっとした導入しか述べてませんので、これから具体的に細かい内容については、私たちの方で10月の末までにまた詳細な準備書面を提出しますということで今日の期日の内容は終わったということになります。今後の流れなんですけど、先ほど福島先生がお話ししました通り、国のほうはもう審議が終結して判決を出してくれというふうに言っておりましたけれど、一旦まだ私たちに反論の機会を与えられました。10月の末までに私たちは最終の反論書面を出すことになります。おそらく次で結審になる可能性が高いので、それまでにこれまでの集大成となる準備書面をこれから私たちで作って次回までに提出するという流れになるかと思います。11月27日が次回期日ですので、特段何もなければ、次回で終結して、3月くらいには判決が出されるのかなというふうに思っています。次回以降の流れについてはまたお知らせしますが、概ね来年の3月までには控訴審の判決が出る可能性が高いかなというふうには思います。私からは以上です。

進行 ありがとうございます。では篠木弁護士お願いいたします。

篠木 篠木です。お二人の先生から話がありましたので、付け加えることってあまりないんですけど、実は国の「第1準備書面」というのは、それまでの私たちの主張に対して反論しているのですが、その反論の仕方は、ちょっと逃げるような形で反論してきているんですよ。今日団長のほうから相手方が今までしっかりそれに対して反論をしてないじゃないかということをおっしゃっていたのは、そういうことなんです。今回、国側から「第1準備書面」というのが出て、そして私たちが反論をすべきなんですけど、ひょっとすると国が法廷で言ったように今日で結審してくれ、今日で終わりにしてくれという危険があったんですよ。なので、国の主張に対しての反論を全部ではないけれども、とりあえず時間の許す限りですけれど、今作っているということなんです。そして次回に八田先生の意見とかも取り入れてさらに反論するという流れになっております。国は早く結審して判決をもらいたい。長々とすると自分たちに不利なところが出てきそうなのでということなんでしょうね。国は今日、私たちの主張というものが第一審原審と同じような主張の繰り返しみたいな、だから早く区切ってください、結審してください、止めにしてくださいと言ったけれども、皆さんもご存じのように、私たちの主張はかなり深化してきているんですよ。新たな争点なんかも出していますしね。特に原価とは何かという議論がありました。私たちは専門家の意見を踏まえて原

価とはもともと会計学上の概念だから、それからするとやっぱりその国のやっていることはあまりにもおかしいんじゃないかと述べているわけですけど、それに対して国は、いやいや会計学上の原価の概念と今回の私たちが問題にしている法律の条文上の「適正な原価」というのはまるっきり意味が違うんだなどと、議論を反らしてきているわけです。でもそんなことを言っていたら「原価」とは一体何なのかということになってしまい、いろんなところで混乱が出てくると思います。しかし国は、いやいやこれって結局電気事業法の中の原価という言葉なのだから、電気事業法の趣旨に合わせた解釈が可能だと、論点を反らすというか、まるっきり違うことを言っています。それに対して、会計学の先生から、それはおかしいんじゃないかということも第2弾で意見を取り入れて反論する必要があります。それから、国が公益的課題に関するものだったら費用として含ませて良いみたいな主張をしていますけど、先ほど、お二人の先生それから団長からも意見陳述のところであったように、国会の議論というのが正確に裁判所に伝わっていないし、国はそれをおそらく分かっておきながら、いいところ取りをして主張をしているんですよ。なので、その点はもっと掘り下げなくちゃいけないかなと思います。そこが一つの課題になるのではないかと思います。それから、国は公益的な課題を公平に電気の需要家、つまり電気を使う人に公平に分担させる必要があると言ってるわけですが、それは廃炉円滑化負担金にしても賠償負担金にしても元々原子力発電事業者が負担すべきものなんですよ。彼らの事業のものなんだから。しかし、それ自体をどうするかという公益的な課題になってしまっていて、それを公平に電気を使う需要家にみんなに負担させるのが一番良いという考え方なんですけど、実は随分前に私たちは、今回の規則とかは、よくよく考えたら託送料金の中に含ませて送配電を使う人たちは確かに払わないかん、そういうふうになっているけど、需要家、国民が払わないといけないのかどうかということの問題にしたわけです。それに対して国に対して求釈明といって質問しているけど、国はこれまた、関係のない質問だから答えないというふうに主張しているんですよ。僕が思うのは、広く国民に負担させなければならないというけど、そもそも今回の規定は国民が支払わなければならないということは全く書いてないわけですよ。だから、国の言っていることはそもそもおかしいんじゃないかと思うんですよ。だから向こうも本当は国民に負担義務を課したわけじゃないということが分かっているんで、それに対して回答してしまうと、自分たちの主張が根本から崩れるかもしれないという恐れがあって、答えていないのかもしれない。つまり何が言いたいかというと、経産省が作った規則というものが、末端の電気を使う人に義務を課したものではない。だからそもそも公平に分担させることはできないわけです。原子力発電事業者から電気を買う人のみが損害賠償負担金とか廃炉円滑化負担金を負担することになれば公平じゃないと国は言っているけど、国民自体に義務を課したわけじゃないから、公平に負担させると言っただけで、そもそもそのようにはできないのではないかと思います。このような観点の反論も必要なんじゃないかなと思います。でも、いずれにせよ最終段階に来ているので、もうひと踏ん張り頑張っていきたいと思います。以上です。

進 行 有難うございました。

馬 場 小島団長から伝言がありましたので、皆さんにお伝えします。今日の資料、パワポのスライドの右下に小さく番号が書かれています。その「スライド番号5」に、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7とか、本件規則の45条の何条の何とか、たくさん施行規則っていう記載が書かれていますよね、私たちは準備書面の中で、本件施行規則何条の何にこういう規定が書かれていて、何条の何とかにこういう定義がされている。だからおかしいんだというふうに法律に基づいて主張を組み立てていくんです。だけど、国のほうはその施行規則の条文の内容についてはほとんど触れないで、単に今まで国会で議論されてそういうような議論がされてきたのでいいんだ、今まで議論が国会でされてきたから、こういうことも含まれることが当然なんだというふうに抽象論を述べてきているので、国のほうはこの施行規則の条文を念頭に置かず、そこから議論を外しているんですね。施行規則の議論に持っていったくないんです。それは何故かという、施行規則を前面に出されるとやっぱり法の規定のやり方からすると、明らかに賠償負担金とか廃炉円滑化負担金、これが適正な原価に含まれないことが明らかになってしまう。条文を読んでしまうと、明らかに今回の国のやり方がおかしいことが分かってしまう。だから、そこを明らかにされたくない、発見されたくない、そこに注目されたくない。だから施行規則の条文の文言に目を触れないように論点をずらしているのではないかと。という国は、不利なのでそこに目をつけられたくないんじゃないかということを皆さん理解してほしい。ということを最後に私に言い残して飛行機に乗っていきましたので、お伝えします。

進 行 ありがとうございます。それではご参加の皆さんにご感想、質問ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

参加者A お疲れ様でした。おおさかから来ました。今のお話も含めて今回も分かりやすくご説明いただきありがとうございます。疑問としては、最終的にもし今日が結審、終わりになったとしたら負けていたんですか？というのは、これだけ話を聞いていると誰でもおかしいと分かることを弁護士さんがお伝えしているのに、国は結審してくださいと言われたということは勝つ自信があるということだなと思ったんですけど、裁判官の方が聞いたらおかしいと思うんじゃないのと私だって思ってしまうんですけど、その辺はどのようにお考えなんですか。もし今日結審しましょうとなったら、どんな結審か想像できたんでしょうか。

馬 場 おそらく今日結審しても、次回結審してもそんなに判決がひっくり返ったり影響するとかいうことはあんまりないのかな、どちらにしても同じ結論になるのじゃないかなと思います。裁判所はいつ終結にするかについては、簡単に言うと裁判所が判決を書くことができる、そういう材料はそろったというときにもう終結しますというふうになってしまう。だから今回、今日でも多分終結することはできたんでしょうけれども、1回延ばしたということはやっぱり私たちの反論をもう少し詳しく聞きたいというふうに考えたから延ばしたんだろうなというふうには思います。だから、皆さん小島先生の意見陳述のときに、真ん中にいる裁判長、あの人が必死にメモを取っていたんですよ。だから、結構小島先生・私たちの主

張は裁判所はある程度聞こうとしているのかなというふうには思います。勝てるかどうかはちょっと別ですけども、私たちが必死に主張している内容は裁判所は聞いてはくれているとは思いますが。だから、私はこれ期待してるかなとは思っています。あと国のほうが今日結審してくださいと言ったのは、自信があるというのは一つなんでしょうけれど、やればやるほど私たちがどんどん新しい主張とか、論理的な主張をしてきているので向こうも苦しくなっているのだと思います。だから、もうそんなにたくさん反論が出される前にもう終わってくれということで、今日終わりにしてくださいというふうに言ったんじゃないかなとは思っています。

篠 木 篠木です。これが人権の問題とかになると裁判所は国を負かせるようなことを張り切ってやってくれるかもしれないけれど、今回は民主主義そのものとか投票の自由が侵害されたとかそういう話ではなくて、結局は賠償負担金とか他にも福島のことだとか、将来の廃炉をどうするかという費用を誰にどういうふうに負担させたらいいかという、すごく政策的に問題に関わることなんですよ。それに対しては、裁判所は、国が持っている専門的な知識とか経験とかそういうようなものを尊重するんですよ。だから踏み込んで私たちが勝たせるということは今まであんまりなかったんですよ。そういう中で僕たちも一生懸命やっているわけですけども。だから、勝つか負けるかと言われると、やはり第一審と同じような結論になる可能性は大いにあるんじゃないかなって、残念ながら思っています。おかしいところを国が気づいているのか、わざと気づかないようにしているのか分かりませんが、おかしいことはおかしいと、審理が続いている間に、徹底的に出していくということも大切なことなんですよ。もちろん勝ち負けが一番大切なんだけど、結局どうせ負ける可能性があるからと言って、おかしいところを言わないでおけば、他の人たちは全く知らないままことが進んでいくでしょ。しかも今回と同じようなことを他の省庁がやる可能性もあるので、それを防止するためにも、多くの人に今回の経産省の規則のおかしさや問題点を裁判を通して伝えていくことが重要なんです。国は私たちが主張するのを明らかに嫌がっていますよね。早く結審してほしいとズバリ言ってましたけど、やはり嫌なところを私達から突かれていたんだろうということでしょう。

参加者C お疲れ様でした。ひょうごから来ました。第1準備書面を最初に読んだときから曖昧過ぎて頭がこんがらがってしまいまして、なかったことをあるように言ったり、あることを無いように見せたり、誰でも勉強したり調べたりして分かることとか、考えればおかしいって気づいたりすること、感じたりすることから目を逸らそうと、目を逸らしたうえでそこに無理やり蓋をしているようにすごく感じたので、これ蓋しちゃだめだよなと。今、中二の息子がいるんですけど、国がやっている政策とか歴史を調べるのが好きで、ちょうど一昨日くらいに言われたんです。調べたら僕たちの未来って楽しくなさそうに思えてきたって言われて。まあネットの情報とかだったら偏ったりもあると思うんですけど、実際に国がやってきたこととの中にそういうのをたくさん見つけると未来を考えるうえで楽しくないんじゃないっていう一言を言われたときにガツンと来まして。知らないほうが、

考えないほうが楽しく生きられる道もあるのかなっていうようなことも言ったので、でも今日やっぱり来て、聞いて、知ることが大事で。そのうえで自分で判断する、知ることが悪いことじゃないっていうのを息子に。そのうえで道を考えるということを帰って伝えようかなと思いました。ありがとうございます。

参加者D 今日もありがとうございました。広島から来ました。私は控訴審の第2回期日から参加させてもらって、裁判も初めて見て、今まで情報としては聞いていたけど、自分の中に落とし込めるほどは分かってなかったんですけど、この間裁判の傍聴をさせてもらって、今日はどういう方向になるのかなってすごくドキドキというか、国に勝つことは難しいけどもということ是被われていて聞いてはいたんですけど、聞いてはいるから希望的な未来ばかり予想できたわけじゃないんですけど、どんなにこちら側からの主張が、誰が聞いてもああそうだなと思える主張をされてきて、先ほど言われたようにどんどん深化している内容で、ポイントをぎゅっと詰めてより分かりやすく言っているなと感じていました。そこに対して国はどう反論してくるんだろうと思っていたんですけど、やはり肩透かしな答えが国からは返ってきたんですけど、とりあえず続行という形になったのは、裁判所が本当に聞きたいと思われたというところもあったことの表れなのかなと思いました。結果は今日結審しても次回であってもあまり変わらないかもしれないと言われたんですけど、本当におかしいことはおかしいと言っていく大切さをしっかり伝えていきたいなと思いました。次回もまたよろしくお願いします。ありがとうございました。

参加者E ふくおかの組合員です。今日もどうも有難うございました。本当に分かりやすく説明をしてくださっていると思うし、私も分かったような気がしています。区の言っていることはなんかおかしいなと、3. 1 1後に急に原発にコストがかかるとか、これを国民みんなで負担するとか。そんなこと国会で議論してないでしょって言っているのに。会計学から見ても、会計学の根本を揺るがしちゃったら、もうみんなが決算とかしている、そういった会計の項目自体もめちゃくちゃになってきて、本当にもう日本がガチャガチャになっちゃう、それはおかしいということに無視する。本当に話が通じないなと思ったところを国は抽象論で語っているということで、ああそういうことなんだというふうに思うことができました。次回八田さんからの意見書が出るということで、またそちらも楽しみにしているんですけども、すごく私たちに分かりやすく書いてあるこの準部書面はきっと裁判長、裁判所の皆さんにはああそうだよねというふうに楔を打ち込めていると私は思っています。

参加者F 岡山から来ました。今日もありがとうございました。私は一審を一度傍聴させてもらって、今回は2回目の傍聴だったんですけど、ずっとグリーンコープの弁護団の皆さんの話は子どもが聞いてもそうだよなと納得できる分かりやすさとの的確さがあるのに本当にこの国の曖昧さは今もずーっと続いているんだなというのが、率直な感想です。威信や威厳を保ちたい大人が正論を突いてくる子どもをなんとか、いなくしたい、ごまかしたい、そんな印象を今日とても分かりやすいお話を聞きながら感じました。だから化けの皮が剥がれる前に終わらせたいのかなという

のをとても感じました。それと同時にすごく改めてグリーンコープらしい裁判だなと、おかしいと思うことにはきちんとおかしいという声を上げる、それがどういうふうな結果になろうとも自分たちの主張をきちんとしていくというところがグリーンコープらしい裁判だなというふうに改め感じて、原告団や弁護団の皆さんたちに改めて感謝を感じました。次11月ということで、今日のお話でもとても納得できたのに、これをさらに細かく反論していけるということがとても楽しみで、それをまた国や裁判官の方がどんなふうに耳を貸されるのかというのもまた聴きたいなというふうに思います。今日はありがとうございました。

参加者G 早良区に住んでいます。大体裁判全部参加させていただいています。今回の国の主張は、原発事故が起こる前は原発は安い安いと言っていたのに、事故が起こった後は広く国民に公平に負担していただくという、何を考えているんでしょうね。分かりません。いろいろ言いたいことはありますけれど、元々話をしてなかったことについても話していたとか、やってなかったことをやっていたとか、もうなにがなんだか分からないですね、国のやり方は。この辺をどうにかしていかないといけないんだろーと思います。それはグリーンコープの中でも論議すべきかなということもありますが、こういうことはもっと広く、多くの人に知らせていかないといけないかなと思っています。そして今、電気料金本体に新しい原発をつくるための建設費とか維持費を上乗せしようとかいうような論議になりつつあります。これはもう本当におかしいと思うんですよね。原発を新しくつくるのだったら、原発を必要だと思っている人が負担すればいいし、九電が負担すればいいのであって、ということを九電前で呼びかけています。いろんな費用を取れるのだったらどんなことをしても取ろう、できるだけ多くの国民に知らせないようにしてやろうというふうな。そういうのがはっきり分かるので、勝たないといけないというふうに思っています。頑張りましょう。

参加者H ふくおか西支部から来ました。まずこの裁判をするかどうかのところから活動をしていて、裁判したらこうなるよとかいうのを学習会から参加していて、実際の裁判は2回目か3回目なんでけれど、ここまでの形になれた、あの時は見えていなかったのが実現して、しかもおかしいことをちゃんとおかしいと伝えられているということは、この裁判を始めてよかったなと思います。今日で終わるとも聞いて比較的近所に住んでいるので来たんですけど、今日の話でまでこの次、次回も話を聞きたいという雰囲気が現れたのはとてもうれしかったです。最後どういう結果が出るか分からないけれど、こういうアクションをグリーンコープが起こせたということはとてもいいことだったのではないかなと。これがグリーンコープだけに留まらず、日本中に広がっていくといいなと思います。以上です。

参加者I グリーンコープの組合員です。裁判の傍聴は3回目だと思います。私もこういう託送料金とかにさせられるということに対して、「そんな！」という憤りがあって、これは許せないという思いでおりますので、ぜひ勝ちたいと思います。原発が事故を起こして未だに内部の様子が分からない、そういう状況なのに、また新しくつるとか、全然懲りていない電力会社とか国はやっぱりダメなんだという、そういう方向に舵を切らせたいと思っております。今の裁判の国側のメンバーが全

部女性だったので、ドラマ朝ドラの「虎に翼」のような雰囲気を感じました。内容は、間違っていることは間違っているということをこんな中でも言うということは、私たちの裁判にも通じることだと思いますし、ぜひ勝ちたいと思います。頑張りましょう。

Gクラブ1 グリーンクラブでお世話になっています。この裁判に限らず、最近の国とか政府は、言葉というか、法律とかを大事にしないなというふうにつくづく感じています。国が法律、条文を大事にしないでどうするんだというふうに思います。結果がどうなるかは分かりませんが、これを黙って聞いていると国はどんどん都合の良いほうにやっているといます。誰かが声を上げていかなければいけないと思うし、それをここでやっているとと思っていますので、絶対に黙らずに声を上げ続けていければというふうに思います。

参加者K どうもありがとうございます。福岡北九州市で組合員事務局をしております。何回か参加させていただいています。なかなか毎度聞いてそうだなと思っは、少し抜けて行ったりしていますが、また足をこちらに運ばせていただいているんですけれど、本当に今日は必ず何か発展があるということだったので、楽しみという言い方はちょっと違うのかもしれませんが赴きました。ちょっと一言、二言発言があっただけで、なんか今更なんですけれど、私たちがよくテレビとかで垣間見る裁判の風景というのは本当に言い合っていくというのがあったんですけど、これまで全くそういうものが現実に見たことがないので、これが日常的な裁判なのかなということをちょっと思っているのです。実際はもしかしたら内容によっては違ってくるのもあるのかなと思います。以前から参加されている方がこのことに関してはグリーンコープだけが言っているから、本当になんとか頑張っしてほしいということも言われていたので、これは続けていくものなのだなと思いました。また次回期日もあるということはよかったと思いますが、先ほどお話があつたみたいに、だからと言って判決は変わらないのではないかとということですが、期待しつつというところですね。あと、裁判官の方々がそもそも国家公務員なので、国が言うことに対してのご自身が思うことと違うことを言うことにならないのかもしれませんが、でもそこは信じていくしかないので、次回もまたたくさんの方が参加するように声かけていながら、たくさんの方で見ているんだよということを言いたいなと思います。次回もまた娘を連れて来たいと思います。ありがとうございます。

参加者L ふくおかの組合員です。今回初めて傍聴に参加させていただきました。私も訴訟をするかどうかという学習会の頃からこの件については出会っていましたが、しばらく活動を止めていましたので、自分がこの件から遠ざかっていたなと思いました。だいたい前にニュースで原発に関する費用がまた託送料金なんかに入れられるかもしれないというニュースを見て、この訴訟のことを思い出しました。そしてこのグリーンコープの訴訟の意味があるなと改めて思い、やっぱり傍聴に行きたいなとずっと思っていたんですが、機会がなくて。今回初めて参加できてよかったなと思っています。感想は、うまくまとめられないんですけど、国側の反論の少なさにちょっと驚きました。それについても丁寧に説明していただけたの

でやっぱり参加してよかったなと思っています。次回最後になるかもしれない11月の第6回期日の最後の主張、ぜひ期待しています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

進行 ありがとうございます。それでは、東原常務のほうから。

東原 今日、被控訴人の席に座っていた3名は国の方ですが、経済産業省で勤めてある人だと思うんですが、私たちも一審を少し反省して、馬場さんがさっき言われた施行規則45条の文言からどう見ても法律上ですね、国は間違っているという当たり前の主張を一本しっかりやって、裁判所はそのことは基本的に取り上げずに、公益のためにこういう費用を乗せることは託送料金にはできるんだという判決を出したから、私たちが法律をきちんと見てほしいということの前提として、国が言っているこのような二つの費用は公益の費用ではないということと、託送料金に公益の費用だから何でも乗せていいという設計になっていないということを一審懸命控訴審で言ってきました。だからそのことは、国の人も分かっているんです。なのに、一審から何も変わることを無い主張が続いていますので、と今日責任者の方が言われました。本当に分かってなくて一審と変わらない主張を私たちがし続けているからもういいですというふうにもし心の真実で思っているのだったら、それはそうだと伝わってきます。だけど、そうではなくて、あの様に国の役人だからという理由で自分の心の真実と違うことを発言して進めようとされているそんな姿はやっぱり悲しくて、あの方たちの肩に日本の将来がかかっている面があるわけです。あの方たちに代表される国であれ、地方公共団体であれ、公務ということで頑張っていないといけない人なわけですから。だから、その人たちに、本当にあなたたちは心の真実に照らしてちゃんとされてますかということを使い続ける裁判であるというふうに思うわけです。ですから、本当に一審のときには言えなかった平成11年の報告書が一体何であったかとか、2011年前に言ってきたこととその後と言っていることと、してきていることがどう変わっているのかとかいうことをきちんと書面と記録に私たちは残す形で言い続けてきて、そのことは絶対に財産になっていく、グリーンコープの組合員にも日本にこれから生きていく人たちにとっても、というふうに思っています。馬場先生、篠木先生、小島先生、福島先生、北古賀先生がそれに全力を投じてくれていることが意義なんだと思います。先ほども言われたように、これをやっておかないと、一番危ないと思っていたのは、放射能のゴミですね、最終残った膨大な核廃棄物の処理費用が全然準備できていないんで、それを託送料金に乗せてくるなというふうな警戒をずっとしていたんですが、何と先月末に朝日新聞がおそらくスクープで報道しましたが、原発をこれから新設する、その新設する費用を全国の需要家からももらう考えであるようだということだったんですね。だから、がんばらないといけないと思います。やっぱりそういう側面からも、未来に向けてこの訴訟を頑張っていきたいというふうに改めて思います。以上です。

篠木 最後にまとめられる前にひと言。先ほど兵庫の方が、お子さんが歴史とかいろんな勉強をすると将来に希望が持てない、とおっしゃったんですけど、僕が見るところでは相当に希望に溢れる日本になっている気がするんですよ。そりゃあこの

裁判は腹が立ちますよ。でも例えばLGBTの性自認のこととか、そんな問題に今まで多くの人が気づかなかったじゃないですか。でも外国の人たちが言ってくれたから日本人も気づくようになりましたよね。なるほど、確かに私が小さいときに男っぽい女子がいましたよ。男のように一緒に遊んで、でもその頃は子どもだったから分からなかったけど、大人になったらやっぱりあいつ男っぽかったね、みたいな感じもありました。おかまっぽいとか言葉はよくないですが、そういう男性もいたしで、やっぱり差別的な見方をしていました。でも今は、そういったことはしなくなってきたし、それからセクハラとかも、かなり無くなってきたし、だから、世の中は本当はよくなっていることもいっぱいあるんですよ。でもネットを見るとね、人の誹謗中傷だとか、悪いことの方が、良いことよりも伝染するんですよ。ネットの社会は、誰かが閲覧したらどんどん課金とかが上がってくるようになっていっているところもあるから、人の気を引く悪い情報があふれるんですよ。だから、その点は注意すべきだし、そうでないところに目を向けないと、子どもも私たちも、失敗するような気がします。今、幸福学と言って、どういうふうに行動したら人が幸福になれるかという学問の研究がものすごく進んでいるんですよ。だから、子どもさんにもそういうものを教えてあげれば、なあんだ、こうやって人は幸福になっていけばいいんだねと分かると思うんです。そうすると希望も持てると私は思うんです。第一、我々がこんな一生懸命この裁判で細かいことを、おかしいおかしいって言っているじゃないですか。これは自画自賛だけど、素晴らしいことですよ。だから、おかしいことはしっかりおかしいと言う団体がいるということは希望じゃないの？と、希望を子どもさんたちに伝えることも学ばないといけません。僕が一番大好きなのは、ネットで赤ちゃんの可愛い仕草だとか、そういったものが出てくるのがあるんですが、赤ちゃんの、ふわっと可愛い表情とか、本当に心豊かになりますよね。私の子どもたちの小さいときのことを思い出したりして。だからマイナス情報ではなく、そういうものをもっと大切にしないといけません。今は訴訟をしているからどうしても暗い話になるけど、実際は、いいことがいっぱい世の中にはある気がしますね。ちょっと話が逸れましたけれど。

進行 坂本 それでは坂本理事長、お願いします。

坂本 今日の感想は皆さんと同じなので、割愛させていただこうかと思います。この裁判をしようと話しあったときから活動しています。最初は組合員の国に対しての裁判なんて絶対無理でしょうと、ほぼ全員が思っていたんじゃないかなと思います。でもそのとき、学習会をして馬場弁護士とかから、裁判というのは国民が持っている権利だから、闘いとかではなくて、ちゃんと話を聞いてもらって、正しくないってジャッジしてもらおう場なんだ。だから、誰でもできるし、おかしいことではないという話を聞いて、どういうふうに進めていくとか、時間はかかるとか、お金もかかるとか、いろいろきちんと聞いたうえで、自分たちの主張はきちんと届けたい、おかしいことはおかしいと声を上げていこうと組合員が決めました。何年か経ったときに、息子や娘から「あの時、お母さんたちは何もしなかったの？」って、そういうふうには言われたくないよねという声もたくさんありま

した。そういうことがあったので、託送料金訴訟をしていますし、第一審でああいう判決になってしまったけど、そこであきらめることなく、もっと争点をきちんと捉え直して裁判官に分かってもらえるようにしていこうと、核心はぶれないけど、ここはやっぱり言わなきゃいけないということを改めて弁護士の皆さんに話していただき、ここまで進んでこられてとても有難いなと思っています。今日結審になるんじゃないかという話を聞いて、今回はどうしても来たいと思いました。国のほうからもう結審してくださいという話だったけど、裁判官の方が、もう一回話を聞いてそれであなたたちの反論が無ければそれで終わらしましょう、みたいな形で言われたら、国のほうがいやいやそのときに決めますってちょっと慌てられたような雰囲気もありました。先ほども言われたように、続けることが向こうは嫌なんじゃなくて、反論される、グリーンコープでんき側から言われることにビクビクされているんだらうなというところをちょっと垣間見れたなと思っています。今日は台風の影響を心配されてとても少ない人数になっていると思**います**が、普通はたくさんの方がいらっしゃって、ホームページ等でも案内していますので、組合員の方は、結構興味・関心を持たれているのかなと思います。以前、ネット署名をしたのでXとかで署名をしていますとか、グリーンコープはこういう訴訟をしているというツイートとかリツイートされているのを目にします。組合員以外の方にもグリーンコープはこういうことをやって**い**ている、託送料金に対しておかしいと声を上げている団体、そういう人がいるんだということが少しずつ国民にも広がっていつているのではないかと思います。そういう声が広がるのがとても大切だと思います。多分次回で最後になると思いますが、今から私たち組合員のところでは秋のつどいが始まりますので、ぜひそこでもうあと一回しか傍聴のチャンスがないと言っていただけると。で**つ**どいが終わる頃が第6回期日の日になってくるので、今までで一番傍聴者が多いよというぐらい傍聴席を埋め尽くせたらいいなと思っています。その間にいろいろなことを伝えていきたいと思**い**ますし、そのあとも結審した後も3月の判決が出るかなと言われるまでも、広めていければ。たとえどんな判決になっても私たちの脱原発運動は終わるわけでもないんで、これは脱原発運動と考えていろんな要素でたくさんの方に伝えていきたいと思**い**ます。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは他に何かないようでしたら、これをもって終わりたいと思**い**ます。本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

以上